

(健Ⅱ268F)

令和2年2月14日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について

新型コロナウイルス感染症に係る医療体制に関し、同感染症の感染拡大に十分に対応し、同感染症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、現在、全ての都道府県において、「帰国者・接触者外来」及び同外来への受診を促す「帰国者・接触者相談センター」が設置されております。

一方、昨日（2月13日）、神奈川県において、新型コロナウイルスに関連し、死亡した症例の報告がなされ、今後、国民の不安が増し、医療提供体制の更なる強化を求められることが想定されることから、今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の通知が発出され、「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる体制強化等について依頼がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

同通知では、住民に対して「帰国者・接触者相談センター」の更なる周知に取り組むとして、チラシのフォーマットが示されるとともに、同センターの設置数の増加、増員、電話回線数の確保、対応時間の拡充等、また、「帰国者・接触者外来」設置医療機関の増加、体制強化、設備整備に努めるよう依頼がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、地域の実情に合わせた医療体制の整備に向け、引き続き各都道府県等との調整等についてご協力賜りますようお願いいたしますとともに、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日付け事務連絡）において、速やかに体制整備を行っていただくようお願いをしているところです。本日、全ての都道府県から「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置が完了したとの報告を受領しております。早急に御対応いただきまして感謝申し上げます。

本日（2 月 13 日）、神奈川県から、新型コロナウイルスに関連し、死亡した症例の報告がありました。今回の事例は、国内で、新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が確認された 27 例目に当たります。本件については、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行ってまいります。

この報告をきっかけとして、今後、国民の方の不安が増すとともに医療提供体制の更なる強化を求められることになると考えられるため、貴職におかれましては、下記のとおり「帰国者・接触者相談センター」の周知並びに「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の体制強化を行っていただきますようお願いいたします。なお、「帰国者・接触者相談センター」の体制強化に当たっての支援については、別途御連絡する予定です。

記

1. 「帰国者・接触者相談センター」について

今後、住民の方から「帰国者・接触者相談センター」への相談が増加する可能性を踏まえ、まずは住民の方への「帰国者・接触者相談センター」の更なる周知に取り組むこと。厚生労働省のホームページで全都道府県の帰国者・接触者相談センターの周知を行っており、各都道府県で使用していただけるチラシのフォーマットも参考として送付するため、適宜ご活用していただきたい。

また、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、「帰国者・接触者相談センター」を設置する施設の増加、「帰国者・接触者相談センター」の十分な人

員及び電話回線数の確保並びに対応時間の拡充に努めること。

対応時間を設定している場合には、対応時間を周知徹底するとともに、「帰国者・接触者相談センター」の対応時間外であっても、緊急時等に連絡が取れる体制を整えること。

さらに、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであるため、今後、相談件数が増加した場合を踏まえて「帰国者・接触者相談センター」と「一般電話相談窓口」の役割の違いを明確に周知し、役割に応じて住民の方が適切な窓口で相談できようように留意すること。

2. 「帰国者・接触者外来」について

今後、「帰国者・接触者外来」を受診する方が増加する可能性を踏まえ、貴都道府県内の医療機関や関係団体とも調整の上、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加並びに既に設置されている「帰国者・接触者外来」の体制強化及び設備整備に努めること。

3. その他

「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」で新型コロナウイルス感染症の疑い例の対応をする際には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日付け健感発0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に留意すること。

以上

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

新型コロナウイルス感染症に

かかったと思ったら、



「帰国者・接触者相談センター」へ

- 「帰国者・接触者相談センター」では新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。
- 同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その方へ適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っております。

帰国者・接触者相談センターの連絡先

施設名 :
電話番号 :

- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は都道府県等が開設している「**新型コロナウイルス一般電話相談窓口**」へお問い合わせ下さい。
- 新型コロナウイルス感染症にかかったかと思ったら、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を、連絡無く、直接行うことは控えるようにしてください。

新型コロナウイルス感染症に

かかったと思ったら、



「帰国者・接触者相談センター」へ

- 「帰国者・接触者相談センター」では、
新型コロナウイルス感染症が疑われる方の
相談を受け付けています。
- 同センターでは、相談内容から同感染症の疑いがあると
判断した場合、その方へ適切な診察を行う
「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っております。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は都道府県等が開設している「**新型コロナウイルス一般電話相談窓口**」へお問い合わせ下さい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかったかとも思った際に、緊急の場合を除いて、医療機関への受診を、連絡無く、直接行うことは控えるようにしてください。